**令和2年度大崎市入札参加業者登録申請を受け付けます**

問い合わせ　財政課入札契約担当　電話23-5177

　令和2年度に大崎市が発注する工事、または製造の請負契約、物品調達などの契約および設計・測量・調査などの委託契約にかかる競争入札への参加には、入札参加資格の登録が必要です。

　この登録を受けると、水道事業、病院事業および大崎地域広域行政事務組合が発注する入札にも参加することができます。

　現在未登録で、登録を希望する場合は、入札参加業者登録申請書を提出してください。

　すでに登録していても、業務、業種、部門を追加する場合は、新たに申請が必要となります。

■期間

　12月18日～令和2年1月15日

※土曜・日曜日、祝日、年末年始は除きます。

■場所

　財政課入札契約担当（市役所東庁舎3階）

■申込

　市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/8,990,19,html）から申請様式などをダウンロードし、申請書類一式を財政課へ郵送するか持参してください。（郵送の場合は令和2年1月15日必着）

※登録通知書の送付用として、84円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）を同封してください。なお、受理票は発行しませんが、希望する場合は、返信用はがきを同封してください。

■その他

　令和2～4年度小規模工事等契約希望者登録申請は、令和2年2月上旬から受け付け予定です。

　詳しくは「広報おおさき令和2年1月号」に掲載予定ですので、内容を確認してください。

**令和2年4月1日から、2学期制導入と夏季休業期間短縮を実施します**

問い合わせ　学校教育課学事担当　電話23-5033

　市立幼稚園、小・中学校では、教育課程の編成を見直し、ゆとりある教育環境づくりを進めながら、児童生徒の「生きる力」を育み、確かな学力を培う幼稚園・学校づくりを目指すため、令和2年度（令和2年4月）から2学期制を導入します。

　併せて、夏季休業期間を短縮し、秋季休業日を新設します。

**2学期制導入の目的**

・学習指導要領の改訂による授業時数の増加や、予期せぬ自然災害、インフルエンザの感染症拡大防止のための臨時休業などへ柔軟に対応します。

・児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図るために必要な授業時数を確保します。

・一人ひとりに応じた望ましい指導・支援ができるよう、先生と児童生徒がふれあえる時間を増やします。

**2学期制導入後の学期の区切り・休業日**

■学期

第1学期　4月1日～10月の第2月曜日

第2学期　10月の第2月曜日の翌日～3月31日

■休業日

学年始休業日　4月1日～4月7日（従来どおり）

夏季休業日　7月21日～8月22日（3日間短縮）

秋季休業日　10月の第2月曜日の翌日（新設）

冬季休業日　12月24日～1月7日（従来どおり）

学年末休業日　3月25日～3月31日（従来どおり）

※土曜・日曜日、祝日の関係で、実際の休業期間は年度によって変わります。

**冬期間の水道管・水道メーターなどの管理をお願いします**

問い合わせ 水道部管理課給水係　電話24-1112

**水道管の凍結に注意してください**

　冬になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検などを実施し、被害が起こらないように対策を行いましょう。

　水道管の修理や工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。指定業者は市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,657,64,html）で確認することができます。

■注意事項

①気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口の凍結・破損が起きやすくなります。水抜き栓を利用し、完全に水道管から水を抜きましょう。

②水道管がむき出しになっているところ、日陰や風当たりの強い場所などは、保温材を使用し、防寒対策をしましょう。

③水道管や蛇口が凍結した場合、修理費用は自己負担となります。

**水道メーターボックス周辺の除雪に協力してください**

　冬のあいだ、積雪により水道メーターの検針ができないところが増えてきます。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のため、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪に協力をお願いします。

　なお、検針期間は特別な事情がない限り、毎月6日から13日までとなっています。

**水道に関するお問い合わせ**

　漏水修繕や契約変更、料金などを取り扱っています。

■問い合わせ先

大崎水道サービス株式会社お客様センター　0120（366）171

所在地　古川台町9―20　リオーネふるかわ1階

**農産加工施設などの整備費に補助金を交付します**

問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　電話23-7090

　市内でアグリビジネス事業を創出するため、市内の農業者が行う農産加工施設や農家レストランなどの施設整備に対して、補助金を交付します。

　国や県の補助事業を活用する場合、当事業の補助は受けられません。詳しい要件などは、お問い合わせください。

受付期間　12月2日～令和2年1月31日まで

受付場所　農林振興課、各総合支所地域振興課農林担当

対象者　認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農林業者3戸以上で構成する団体組織

補助対象経費　食品農産加工施設・農家レストランなどの改修や整備に要する経費、製造や製品に関係する機械などを導入するための経費

※事務用備品や冷暖房設備の経費は対象外です。

補助率　補助対象経費の2分の1以内

補助金上限額　農家レストランなどの施設整備：５００万円、施設整備以外の経費：１５０万円

申込　農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出

**「移住支援金」「起業支援金」を支給します**

問い合わせ　宮城おおさき移住支援センター cu：rus（くーらす）　電話25-4493

　東京圏から大崎市に移住した人に対し、「移住支援金」「起業支援金」を支給します。

　要件など詳しくは、市の移住相談窓口「宮城おおさき移住支援センター cu：rus（くーらす）」までお問い合わせください。

■移住支援金とは

　東京23区（直近5年以上在住または通勤）から市に移住し、宮城県が選定した中小企業などに就業した人、または「起業支援金」の交付決定を受けた人に対して、世帯移住で100万円、単身移住で60万円を支給

■起業支援金とは

　東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）内に在住の人が、市で起業した場合、最大200万円を支給

※「移住支援金」と「起業支援金」を合わせて最大３００万円の支給を受けられます。